

太田市特定家畜伝染病防疫対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において特定家畜伝染病の発生予防及びまん延防止の必要がある場合、防疫及びその他の対策を迅速かつ総合的に実施することを目的として設置する太田市特定家畜伝染病防疫対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定家畜伝染病」とは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病をいう。

(設置)

第3条 特定家畜伝染病が本市で発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は市長が必要と認めた場合に、対策本部を設置する。

(組織)

第4条 対策本部は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 本部長は、対策本部の事務を総理し対策本部を代表する。

3 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代行する。

4 対策本部は、業務を円滑に推進するため別図の組織体制を構築する。

5 組織体制における班別の所掌事項は、別表第2及び別に定める対応マニュアルのとおりとする。

(所掌事務)

第5条 対策本部は、次に掲げる事項に関する事務を所掌する。

(1) 群馬県が行う特定家畜伝染病の防疫措置、情報収集、分析、情報提供及び風評被害の防止に対する協力に関すること。

(2) 特定家畜伝染病により影響を受ける関係者への対応に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、目的達成に必要な事項に関すること。

(庶務)

第6条 対策本部の庶務は、農政部農業政策課において処理する。

(解散)

第7条 特定家畜伝染病の発生が終息し、若しくは発生の疑いが否定された場合、移動制限が解除された場合又は群馬県の対策本部が解散となった場合は、対策本部を解散する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

役 職	職 名
本 部 長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本 部 員	秘書室長
	企画部長
	総務部長
	市民生活部長
	地域振興部長
	文化スポーツ部長
	福祉こども部長
	健康医療部長
	産業環境部長
	農政部長
	都市政策部長
	行政事業部長
	会計管理者
	消防本部消防長
	教育部長
議会事務局長	
農業委員会事務局長	

別表第2（第4条関係）

班別所掌事項

構 成 班	所 掌 事 項
総務班	<p>総務係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の運営に関すること。 ・ 人員配置に関すること。 ・ 公用車の手配に関すること。 ・ 対策本部の業務報告とりまとめに関すること。

	<p>情報係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集及び情報の管理に関すること。 ・ 広報活動に関すること。 ・ 記者会見に関すること。 <p>住民説明係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対する説明会に関すること。 ・ 住民からの苦情、相談に関すること。
<p>移動規制班</p>	<p>消毒ポイント係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒ポイントの選定に関すること。 ・ 消毒ポイントの設置、運営に関すること。 <p>移動規制係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生農場周辺の通行規制に関すること。
<p>防疫対策班</p>	<p>現地事務所係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地事務所の選定に関すること。 ・ 現地事務所の設置、運営に関すること。 <p>発生農場防疫支援係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農場併設テントの運営支援に関すること。 ・ 処分家畜等の評価に関すること。 <p>焼埋却係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼埋却地の選定に関すること。 <p>発生状況確認調査・清浄性確認検査係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生状況確認調査、清浄性確認検査集合場所の選定、運営に関すること ・ 発生状況確認調査、清浄性確認検査の現地誘導と検査補助に関すること。 <p>野生動物対応係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民からの野生動物の相談に関すること。
<p>健康対策班</p>	<p>保健衛生係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫従事者等健康調査支援に関すること。 <p>教育係</p>

・教育施設で飼養している動物に関すること。

別図（第4条関係）

太田市特定家畜伝染病防疫対策本部組織体制図

